

消費税関係

適格請求書発行事業者の登録等に関する 免税事業者への経過措置の延長等について

1 はじめに

免税事業者の適格請求書発行事業者への登録については、課税期間の中途であったとしても登録を受けた日から課税事業者になることができる経過措置が設けられている。この経過措置が令和4年改正により延長された。しかし、この改正により、経過措置の取り扱いにおける違いが生じている。そのため、実務上における留意点を確認しておきたい。

2 取り扱い及び留意点

(1) 令和4年改正前の経過措置

令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けた場合には、登録日から適格請求書発行事業者(課税事業者)となる(28年改正法附則44④、インボイス通達5-1)。

(2) 令和4年改正による経過措置

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間においても登録日から適格請求書発行事業者(課税事業者)となる(28年改正法附則44④、インボイス通達5-1)。

(3) 免税事業者の登録申請における課税事業者選択届出書

① 原則

免税事業者の適格請求書発行事業者登録については、原則的には、課税事業者選択届出書を提出して課税事業者になる必要

がある。

② 例外

登録日が経過措置の適用を受ける課税期間中である場合には、課税事業者選択届出書の提出は要しない。つまり、適格請求書発行事業者の登録申請手続きのみで手続きが完了することとなる(28年改正法附則44④、インボイス通達5-1)。

経過措置の適用期間外に登録申請をする免税事業者は、課税事業者選択届出書を提出する必要がある。

この場合、適格請求書発行事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに、登録申請書を提出しなければならないので注意が必要である(新消法57の2②、新消令70の2)。

(4) 経過措置における留意点

上記(1)、(2)のいずれの経過措置の適用によって適格請求書発行事業者に登録した場合であっても、登録日から課税事業者となること、課税事業者選択届出書の提出が不要である点についての違いはない。

しかし、令和5年10月1日の属する課税期間以外に登録を受けた場合には、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録開始日以後2年を経過する課税期間までの各課税期間においては、納税義務は免除されないこ

ととなる(28年改正法附則44⑤)。

一方、令和5年10月1日の属する課税期間に登録を受けた場合においては、上記のような2年縛りの取り扱いはない(28年改正法附則44⑤)。

(5) 簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例

経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされ、その課税期間から簡易課税制度の適用ができることとなる(改正令附則18)。

3 おわりに

登録日から適格請求書発行事業者(課税事業者)になることができる期間が延長されたからといって税理士の事業者に対する説明期間が伸びたわけではないと考える。むしろ積極的に2年縛りなどの説明をおこない申請判断を令和5年3月31日までにしなければならないと思われる。事業者の判断、さらにその取引先への説明など、時間を要する実務になる。いずれにしても早めに対応していくことが必要であろう。

〔 右山研究グループ
税理士 浦口 弘 〕